

4月から生活困窮者への支援制度が始まります

生活に困っている

仕事が見つからない

家族のことで
悩んでいる

住むところがない
家賃が払えない

病気で働けない

社会に出るのがこわい
将来が不安

働きたくても働けない、
住む所がない、など、
まずはお困り事をお聞かせください。
各区の相談窓口と一緒に考え、
解決のお手伝いをします。
ご家族など、まわりの方からのご相談でも受付します。

ひとりでかかえこまずに、まずはご相談ください

**相談
無料**

お問い合わせ

大阪市福祉局生活福祉部自立支援課（06-6208-7959） または
各区保健福祉センター

仕事や生活に困っていらっしゃる方、まずはご相談ください

自立相談支援事業（相談支援）

まずは、各区役所の相談窓口へ、生活に困りごとや不安を抱えている方はご相談ください。

支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

自立相談支援事業（就労支援） <総合就職サポート事業>

就労に関して不安や困難を抱えている方に、カウンセリング、ビジネススキルやコミュニケーション能力向上の支援、就職活動の支援、求人情報の提供、就職後の支援など、就労につなげるための支援を総合的に行います。

住居確保給付金

離職等により住居を失った方、または失うおそれのある方に対し、就職活動を行うことなどを条件に、一定の期間家賃相当額を支給し、就労に向けた支援を行います。 ※資産・所得等の要件あり

（「住宅支援給付事業」が、生活困窮者自立支援法に基づく「住居確保給付金」に制度化されます）

就労訓練事業

すぐに一般の就労が難しい方には、支援付きの就労・作業などの場（認定を受けた企業や事業所が行う、就労訓練）を紹介します。

学習支援事業 <子ども自立アシスト事業>

中学生がいる家庭に専門的知識を有する相談員を派遣し、高校進学などの進路決定や、家庭が抱える問題について、カウンセリングによる個別支援を行います。

この他にも、住居を持たない方、住居の状態が不安定な方に対して、一時的な宿泊場所や衣食を提供する「一時生活支援事業」があります。

これらの事業の他にも必要に応じて関係機関と連携し、適切な支援を行います。

<相談・支援の流れ>

